

東京都市計画道路幹線街路環状第4号線建設事業に関する意見書（案）

令和元年7月29日、東京都は国土交通省から東京都市計画道路幹線街路環状第4号線にかかる都市計画事業の認可を取得し、港南一丁目から高輪三丁目までの延長1,270メートルの区間について工事を実施することを発表しました。

事業の実施に当たっては、事業の内容及び地域の概況を考慮し、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地域・地質などの10項目について影響の予測及び評価が行われています。平成30年11月に東京都が発行した白金台区間及び高輪・港南区間を対象とした環境影響評価書では、大気汚染や騒音環境は基準値以内とされていますが、白金台区間で基準値以内とされているのは平面構造での結果であります。

事業の実施により、白金台三丁目の住宅街では高低差があるため、4メートル近い擁壁を設置して道路を整備することが想定されておりますが、地域住民からは影響の予測及び評価は擁壁上にできる道路から発生する大気汚染、騒音等を踏まえた評価とはなっておらず、このまま環境調査を終了としないしてほしいとの声が寄せられています。

特例環境配慮書について提出した区長意見に対する東京都の見解には、関係者に対して十分な理解が得られるよう丁寧な説明をしていく旨が示されています。

よって、港区議会は東京都に対し、環境影響評価についての説明会を開催し、区民や町会・自治会、その他関係者が十分な理解を得られるよう丁寧な説明を行うことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

年 月 日

議長名

東京都知事 あて